

議会の議決に付すべき契約および財産の 取得または処分に関する条例

〔昭和39年3月30日
条例第8号〕

改正 平成5年5月26日 条例第21号

(趣旨)

第1条 議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事または製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得または処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得または処分は、予定価格2,000万円以上の不動産もしくは動産の買入れもしくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものにかかるものに限る。）または不動産の信託の受益権の買入れもしくは売払いとする。

付 則

- 1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。
- 2 議会の議決または住民の一般投票に付すべき財産、営造物または議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和26年条例第37号）は、廃止する。

付 則（昭和52年10月1日条例第32号）

この条例は、昭和53年1月1日から施行する。

付 則（昭和61年10月1日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成5年5月26日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

市長の専決処分事項の指定について

〔昭和53年6月22日
議 決〕

改正 平成28年2月23日議決

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長が専決処分をすることができる事項を、次のとおり指定する。

- 1 市が当事者である和解で、その目的の価格が100万円以下のもの
- 2 法律上市の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が100万円以下のもの
- 3 会計年度末における日切れ扱いの法令等の改正に伴い翌年度の当初から施行する必要がある条例改正を行うもの。ただし、当該法令等により条例に委任された内容を規定する場合を除く。
- 4 解散、欠員等の事由にもとづく選挙にかかる歳入歳出予算の補正をするもの